

平成27年8月31日

平成27年（行コ）第7号（原審平成23年（行ウ）17号／18号）

控訴人（原審原告） 前川盛治ほか

被控訴人（原審被告） 沖縄県知事／沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

### 準備書面（10）

（被控訴人ら答弁書中経済的合理性に関するいくつかの反論等）

控訴人ら訴訟代理人弁護士 籠橋 隆明

同 鋳 口 崇

同 喜多 自然

同 栗 山 知

同 齋藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川 鉦治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横 江 崇

同 松本 撤意

同 吉浦 勝正

同 宮本 増

#### 1、沖縄市の行った東部海浜開発地区入域観光客数の予測について

被控訴人らはいずれも各答弁書において、沖縄市が行った東部海浜開発地区入域観光客数の予測が相当である旨主張している。そこで、一部繰り返しになる点もあるが、あらためて、その予測計算方法の失当であることについて述べる。

(1) 入域観光客数についての沖縄市の予測は、次のようなa, b, c, d, eの5段階の方法で行われたとされている。

(a) まず、平成30年の沖縄県入域観光客数を850万人と想定した。…… (a)

(b) 平成18年度観光統計実態調査結果（甲B80）から、県外観光客の沖縄市を含む「中部東海岸」に立ち寄った割合15.1%を引用して(a)に乗じて、平成30年の「中部東海岸」入域観光客数を128万人と算定した。…… (b)

(b') 一方、平成18年度観光統計実態調査結果から、県外観光客の沖縄市を含む「中部地域」に立ち寄った割合35.4%を引用して(a)に乗じて、平成30年の「中部地域」入域観光客数を301万人と算定した。……(b')

(c) 平成16年度観光統計実態調査結果(甲B79)から、「中部東海岸」入域観光客が沖縄市に立ち寄った割合を61%と推定した。これをbに乗じて沖縄市入域観光客数を78万人と算定した。……(c)

(c') 平成16年度観光統計実態調査結果から、「中部地域」入域観光客が沖縄市に立ち寄った割合を19.2%と推定した。これをb'に乗じて沖縄市入域観光客数を58万人と算定した。……(c')

(c'') cとc'の算定値を平均して68万人を導き、これを沖縄市入域観光客数とした。……(c'')

(d) (d') 平成18年度観光統計実態調査結果から、県外観光客が「ビーチに訪れた率」60%を引用して、これをc, c'にそれぞれ乗じて、47万人、35万人を導いた。……(d) (d')

(e) dとd'の算定値を平均して41万人を導き、これを東部海浜開発地区入域観光客数とした。……(e)

(2) 以上の予測について、原判決(67頁)においては、「本件海浜開発事業の需要予測は、いずれも、統計調査資料や実態調査報告等、一定の客観的な資料に基づき算定されている事実が認められ、当該需要予測がおよそ根拠を欠くものと認めることはできない」と判示している。すなわち、原判決においては、上記a~eの各段階において、「統計調査資料や実態調査報告等、一定の客観的な資料」を典拠として用いていることのみをもって、その算定結果が「当該需要予測がおよそ根拠を欠くものと認めることはできない」と結論しているのである。

その点、「統計調査資料や実態調査報告等、一定の客観的な資料」を典拠として用いた事実には原告も争わないが、しかしながら、原告としては、沖縄市はこれら資料のデータを、恣意的としかいいようのない採否、解釈、算定の方法をもって処理した結果、科学的に全く意味のない計算値を得て、これを需要予測値としたことを解明して、その違法性を主張しているのである。ところが、原判決は算定・処理方法の相当性・的確性について何らの検討を加えることなく、当該需要予測に根拠があるとの結論を導いたのであるから、ここには重大な判断の欠落があるといわなければならない。

(3) そこで、本来の論点である、当該需要予測の算定・処理方法の相当性・的確性について、(1)のa~eの各段階に分けて検討する。

aについて

沖縄市は、「昭和61年から平成20年の沖縄県入域観光客数の実績をもとに…平成30年度の入域観光客数を推計」したとしている。昭和61年から平成20年にかけては、沖縄県入域観光客数が年200万人から600万人へと右肩上がりに増大を続けた時期であるが、それに基づく近似曲線を、そのまま10年間にわたって外挿した結果に基づいて平成30年の沖縄県入域観光客数を予測したものである。

年次変化を示す統計値について、ある期間についての近似曲線が得られたときに、その曲線をその前後の期間に外挿しても外挿した期間の近似曲線となることは全く期待されない。すなわち、昭和61年から平成20年の間に適用できた入域観光客数の近似曲線を、昭和61年以前や平成20年以降に外挿してその関数の値をもって、入域観光客数を推定したとき、それには科学的な意味はなく、よく一致する年があったとしてもそれは偶然の一致でしかない。

このことは、原審において統計学の専門家である友知政樹証人も明確に述べたとおりである。

以上からaの算定は、およそ根拠のない方法をもって行われたものである。

bおよびb' について

平成18年度観光統計実態調査では、「中部東海岸」および「中部地域」に立ち寄ったと回答した県外観光客の割合を集計しているため、それら15.1%、35.4%との値を、平成18年度の県外観光客数に乗じるならば、それぞれの地域への平成18年度の立ち寄り客数を統計誤差の範囲内で算定することができる。

ところが、平成18年度の実態調査結果に典拠した「中部東海岸」および「中部地域」への立ち寄り状況は、他の年度にそのまま当てはめることはできない。

また、同じ平成18年度観光統計実態調査の図表1-16（甲B80）では、沖縄「中部地域」への立ち寄り率が2000年（平成12年）には63%、2003年（平成15年）には37.2%、2006年（平成18年）には35.4%と大きく変動していることが示されており、沖縄市が採用した立ち寄り率の数値はこのうち最も小さい平成18年度の数値である。このように「立ち寄り率」は年度によって大きく変動するものであるから、平成18年の単年度の「中部東海岸」および「中部地域」の各立ち寄り率を平成30年に適用して算定することは全く科学的ではなく、極めて恣意的なデータの採用および算定・処理方法であって、無意味な計算値を導くだけである。

なお、もし沖縄市がaと同様の方法を採用して、この3つのデータから近似曲線を求めて外挿すれば、急な右肩下がりの関数となるので、平成30年には極めて小さな立ち寄り率が推計されることになり、この点からも沖縄市が行っ

た沖縄県への将来的な入域観光客数の予測計算方法が根拠のないものであること、したがって、この将来の沖縄県への入域観光客数を前提として予測計算された沖縄市や本件埋立予定地への入域観光客数の予測計算方法も、全く根拠のないものであることは明らかである。

c, c' およびc'' について

沖縄市は、沖縄市への入域観光客数に関する過去の調査データがなかったため、平成18年度観光統計実態調査から推計した平成30年度の「中部東海岸」及び「中部地域」への入域観光客数推計値であるbおよびb'の数値に、平成16年度観光統計実態調査結果（甲B79）から「沖縄市」に入域した観光客の割合（計数）を乗じることによって推定したとしている。

ところが、「中部東海岸」入域観光客が沖縄市に立ち寄った割合、および「中部地域」入域観光客が沖縄市に立ち寄った割合は、いずれも、直接的には、平成16年度観光統計実態調査結果では示されていない。同調査では、県外観光客に対して、沖縄県内の主要な観光スポットや公共施設77カ所を挙げて、訪れた先を複数回答で答えさせている（航空アンケート調査（空港内）調査票問9）。これが同調査において県外観光客の立ち寄り先を知る唯一の質問項目である。

そこで、沖縄市は、「残波岬」「座喜味城跡」「北谷・アメリカンビレッジ」など個別の観光スポットや公共施設のうち「中部地域」または「中部東海岸」に所在するものを訪れたと答えた観光客の割合を適宜集計し、同様に、個別の観光スポットや公共施設のうち沖縄市に所在する「東南植物楽園」「沖縄市（コザ）」の2カ所を訪れたと答えた観光客の割合を適宜集計し、両者を比較することによって上記割合を推定したのである。

この推定がおよそ根拠を欠いたものであることを、以下2点にわたって指摘する。

第一に、「中部地域」においては、嘉手納町の「道の駅嘉手納」および宜野湾市の嘉数高台公園と佐来真美術館が、それぞれ米軍嘉手納基地と普天間基地を視察見学する平和学習・観光の一大スポットとしてつとに名高い。また、西原町にキャンパスを有する琉球大学には学会等のコンベンション目的で年間を通じて相当数の来訪客があることは、県民周知の事実であり、沖縄観光コンベンションビューローなどを通じて事業者沖縄県も知りうる立場にある。

ところが、平成16年度観光統計実態調査結果では、おそらく調査目的にそぐわないことから、これら4カ所の観光スポットは回答の選択肢になく、その他の記述事項としても結果に盛り込まれていない。以上のような例を見ても、同調査結果から、個別の観光スポットや公共施設のうち「中部地域」または「中

部東海岸」に所在するものを訪れたと答えた観光客の割合を適宜集計することは、統計調査の設計を大きく外れた恣意的な分析であり、観光客の動向実態と乖離している。このことを沖縄市は当然予測すべきであった。

同様に、沖縄市への入域観光客を、調査項目にある「東南植物楽園」「沖縄市（コザ）」を訪れた客をもって代表させるのも、根拠を全く欠いた集計である。

第二に、平成16年度観光統計実態調査結果は、複数回答で主要な観光スポットや公共施設77カ所の立ち寄り状況を回答させたものである。ここから「中部地域」「中部東海岸」「沖縄市」を訪れた者を抽出することは調査において想定されていないので、各地域内に所在する施設に同じ回答者がどれだけ重複して訪れたかについては提示されていない。

そこで、例えば、「東南植物楽園7.9%」「沖縄市（コザ）7.4%」という結果をもって、仮に「沖縄市」への入域観光客数を代表させることができるとしても、この各スポット双方を重複して訪れた観光客数が分からない以上、「沖縄市」への入域観光客の割合は、沖縄市所在の最大値を示したスポットの7.9%から、全スポットの総和である15.3%の間にあるということが推測できるだけである。したがって、この沖縄市所在スポットを訪れた入域観光客の割合については、このように沖縄市の場合は2倍近い誤差が生じ、その間のどの値を採るのが妥当か判断する材料もない。

同様に、「中部地域」「中部東海岸」では所在するスポットの数が、沖縄市よりもずっと多く、重複訪問観光客のデータもないので、訪れた割合の推計範囲である、最大値を示したスポットの値と全スポットの総和との開きはさらに膨大なものとなり、推計に用いる計数としては全く意味を持たないものとなる。

ところが、沖縄市は、「中部東海岸」入域観光客が沖縄市に立ち寄った割合を61%、「中部地域」入域観光客が沖縄市に立ち寄った割合を19.2%と、2桁から3桁もの極めて厳密な精度をもった係数を、推測決定してしまったのである。この係数の算定式の分子は2倍、分母は数倍の誤差を含んでいるのであるから、このような精度の係数を算定することは、数学上不可能である。

以上、平成16年度観光統計実態調査結果のデータ処理において二重の重大な誤りが含まれていることになるから、これらの係数には全く根拠が無く、これらの係数を $b, b'$  に乗じて $c, c'$  を得る算定・処理方法は、相当性・的確性を全く欠いている。なお、本訴提起時から控訴人が主張しているところであるが、この他、年度も質問項目も異なる2つのアンケート結果における数値を恣意的に加算乗算して推計したことなどの誤りも存するのである。

d及びd'について

平成18年度観光統計実態調査結果では、訪れた観光地・観光施設タイプとして、複数回答で、「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れたと回答した割合が55.9%であり、同報告書では「6割前後」と丸めた数値を分析に用いている。

この結果と分析を引用して、沖縄市は、平成30年の沖縄市入域観光客数の推定値 $c, c'$ に上記の係数0.6を乗じて、 $d, d'$ を求めている。

ところが、この算定・処理方法は二重に根拠を欠くものである。

第一に、平成18年度および周辺2年度の調査結果の傾向を、入り込み客数の激変を予測している12年後の平成30年度の予測値に適用することは理論的に誤りである。このことは $b, b'$ の算定法の誤りについて上に述べたのと同様である。

第二に、より実質的な重大な実態との乖離をもたらす問題として、沖縄県全域に入る観光客の6割が「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れたとの結果をもって、そのうちで沖縄市に入る観光客においても、6割が「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れたと推定する根拠は全くないということである。沖縄市を含め、沖縄県内の各市町村は、海のない自治体があるなど、それぞれに大きく異なる地理、歴史、観光施設、人口、産業、交通などの観光環境におかれている。したがって、沖縄市をはじめ県内いずれの市町村を訪れた観光客も、等しくその6割が「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れると推定すること自体が、全く根拠を欠いた恣意的な過程にほかならない。

以上のことから、 $c, c'$ に県全体の実績値である0.6を乗じて $d, d'$ を得る算定・処理方法は、全く相当性・的確性を欠いた恣意的なものである。それによって得られた計算値には何らの意味もないのである。

eについて

沖縄市を訪れた観光客の6割が「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れるとの仮定方法が誤りであることは上にのべたとおりであるが、仮にその値を採用するとしても、その算定結果 $d, d'$ をもってそのまま東部海浜開発地区入域観光客数 $e$ とするのは、全く根拠が無く、まさに荒唐無稽というべき恣意的な操作である。その理由を以下に述べる。

「沖縄県全域に入る観光客の6割が「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れた」との平成18年度観光統計実態調査結果は、「沖縄県に来た観光客の6割が県内のどこか1ヵ所以上の「海・ビーチ・海浜リゾート」を訪れた」ことを意味するものにほかならない。すなわち、訪れた先は沖縄県内のどの場所の「海・ビーチ・海浜リゾート」でもよいのである。

このことを沖縄市への入り込み客に適用すると、沖縄市への入り込み客の6

割が沖縄県内のどこかの「海・ビーチ・海浜リゾート」に行くとの推定が成り立つことを意味しているのにほかならない。「東南植物楽園」や「コザ」の街などの観光に沖縄市の観光に立ち寄った客が、読谷村、恩納村、名護市、本部町などはもちろん、慶良間諸島、久米島、宮古・八重山諸島に至る県内各地の有名海浜リゾート地に移動して観光を楽しむことは極めて一般的である。

沖縄市が主張するように本件事業によって「県内最大級」の人工ビーチが造成され、「リゾート」ホテルが建設されるとしても、そのことによって、沖縄市を訪れた観光客が、国立公園に指定されるほどの自然美を有したり、著名な文化遺産が隣接したり、多数のホテル、ショッピングモール、レストランが林立する他地域の海浜リゾートでではなく、こぞって沖縄市の実質的に唯一のビーチである東部海浜開発地区を選んで訪れると想定するのは、あまりにも根拠のない恣意的な仮定である。

以上の算定法は、実在する地域に適用すれば、荒唐無稽さが明白である。

沖縄市が利用した平成18年度観光統計実態調査結果では、那覇市を訪問した観光客の割合は68.3%である。沖縄市によれば平成30年の沖縄県入域観光客数は850万人なので、同年の那覇市の訪問客は、両者を乗じて581万人である。

なお、平成20年沖縄県入域観光客数実績値を用いると、那覇市の訪問客は、両者を乗じて410万人である。これら那覇市を訪れた観光客の6割は、那覇市にある唯一のビーチ「波の上ビーチ」を訪れると予測しても不自然ではないから、同ビーチの入り込み客は、平成30年予測で349万人、平成20年実績で246万人いることになる。実際には、この算定値のような毎日数千～1万人もの県外観光客が那覇市の波の上ビーチを訪れる事実は全くない。

(4) 総括するに、入域観光客数について沖縄市が予測に用いた上記a, b, c, d, eの5段階の算定・処理方法は、そのすべての段階において、算定の方法が根本的に根拠を欠き、意味を持たない推定値を導くものであった。沖縄市が、1, 2にとどまらず、5段階すべてにおいて無意味な方法の算定式を採用したことは、単純な過失や、不確実な予測にともなう行政の裁量の範囲をはるかに超えて、事業の経済性の評価に不正な結果をもたらす不法な行為というべきである。

したがって、「本件海浜開発事業の需要予測は、いずれも、統計調査資料や実態調査報告等、一定の客観的な資料に基づき算定されている事実が認められ、当該需要予測がおよそ根拠を欠くものと認めることはできない」とした原判決は、用いた資料の一定の客観性のみに着目して、その資料からのデータの採用方法や算定・処理方法について検討を欠いたために、沖縄市が行った重大な判断の誤り（裁量権の逸脱・濫用）を見逃す結果となった。

(5) ちなみに、被控訴人沖縄県知事は、答弁書において「沖縄県観光統計実態調査における県外客の旅行先から推計すると、平成16年度に沖縄市を訪れた県外客は、約71万人となり、沖縄市が推計した平成30年の沖縄市入域観光客数68万人は何ら不当な数字ではない」としている（被控訴人沖縄県知事答弁書19頁上段）。沖縄市が、この平成16年度沖縄県観光統計実態調査（甲B79号証）と平成18年度沖縄県観光統計実態調査（甲80号証）をもとに、前記で批判した「立寄率」等を用いた計算式により、平成30年の沖縄市入域観光客を68万人と推計しているのはそのとおりである。しかしながら、この被控訴人沖縄県知事の主張は失当である。

すなわち、控訴人らは、前記のとおり、①沖縄市への入域観光客を、平成16年度観光統計実態調査調査項目にある「東南植物楽園」「沖縄市（コザ）」を訪れた客をもって代表させることが合理的な根拠を欠いていること、②平成16年度観光統計実態調査結果は、複数回答で主要な観光スポットや公共施設77カ所の立ち寄り状況を回答させたものであって、「沖縄市」等を訪れた者を抽出することは調査において想定されていないこと、したがって、各地域内に所在する施設に同じ回答者がどれだけ重複して訪れたかについては提示されていないことなどから、沖縄市の推計方法（計算方法）は恣意的、非科学的なものであると批判した。平成16年度沖縄県観光統計実態調査結果において上記2施設を訪れた観光客を「沖縄市」への入域観光客の割合として計算する場合、入域観光客の割合は、沖縄市所在の訪問割合の最大値を示したスポットの7.9%から、全スポットの総和である15.3%の間にあるということが推測できるだけであるのである。その間のどの値を採るのが妥当か判断する材料もない。

したがって、被控訴人沖縄県知事が「平成16年度に沖縄市を訪れた県外客は、約71万人」と推計できるとするならば、被控訴人沖縄県知事は、どのようにして沖縄市を訪れる県外客71万人を推測したのか、根拠を明らかにすべきである。

## 2、本件埋立事業「交流施設」の需要予測について

(1) 被控訴人沖縄県知事の答弁書15頁（ア）～17頁（カ）に記載されている本件埋立事業等の需要予測（利用客の予測）までの記述については、控訴人らがこれまで原審において指摘してきた問題点（原告準備書面（12）、（12-2）、（22）、（34）等参照）に対して真摯に対応しようとしておらず、説明責任を果たしていないと言わざるを得ない。

(2) ここでは、「交流施設」需要予測についてのみ触れておく。

ア、控訴人らの「交流施設」需要予測が恣意的・非科学的であるとの主張（控訴理由書18頁上段等）に対し、被控訴人沖縄県知事や被控訴人沖縄市長らは各答弁書においてこれを争い、「交流施設」の需要は「十分見込まれる」（被控訴人沖縄県知事答弁書16頁）などとしている（被控訴人沖縄市長答弁書10頁も同旨）。

イ、この需要予測（甲B1、甲B2等）はもともと沖縄市が行ったものであるが、甲B2-7頁に「交流施設」の需要予測がある。これによると、

①平成30年入域観光客数の推計が前提とされているが、これについては、その推計方法が恣意的であり、東部海浜入域観光客数41万人自体が信用できない数値であることは、本準備書面においても指摘するところである。

②次に、東部海浜入域観光客数約41万人×9.1%会議・研修参加率（H20観光要覧）→「交流施設」需要約3.7万人とされており、沖縄県への旅行内容の「会議・研修」参加割合を、そのまま本件埋立地上の「交流施設需要」予測計算式に代入することができるのか大変疑問ではあるが、これはさておくとしても、上記の「会議・研修参加率9.1%」（甲B114・観光要覧 平成20年版42頁参照）は、沖縄県への旅行者が「旅行内容」について20の選択肢から複数回答した割合であり、この「9.1%」の意味は、沖縄県入域観光客の「会議・研修」参加率であり、特定の場所での「会議・研修」への参加率を意味しているのではない。沖縄市、那覇市、宜野湾市、その他の沖縄県全ての市町村のいずれかにおいて開催された「会議・研修」に参加した割合である。

そして、同様に、沖縄市入域観光客が「会議・研修」に参加する場合も、全て本件埋立地上の「交流施設」における「会議・研修」に参加するとはいえない。沖縄市には、本件埋立地上に計画されている「交流施設」以外にも、多数のホテルや官公庁が設置している「会議・研修」場所があり、沖縄市に隣接する市町村においても同様である。「会議・研修」目的をもって沖縄市に入域する観光客は、様々な場所での「会議・研修」に参加しているのが実態である。

東部海浜入域観光客の9.1%の人々の全てが本件埋立地上の「交流施設」における「会議・研修」に参加するという沖縄市の計算は、恣意的であり、荒唐無稽であり、統計学上許されない計算方法である。

3、「イオンモール沖縄ライカム」が平成27年4月に北中城村に新規立地したことの影響について

(1) 控訴人らの「イオンモール沖縄ライカム」の上記新規立地は本件埋立事業の採算性に対する脅威となる旨の主張に対し、被控訴人沖縄市長は、①沖縄市

は、「イオンモール沖縄ライカム」の分担率も考慮して需要予測を行っている、また、②沖縄市は、当該商業施設と本件地区内の施設が相乗効果を発揮して、より多くの観光客が沖縄県中部地域を訪れることで、本件地区内により多くの観光客が立ち寄り、宿泊していくことになるなど期待しているなどと答弁した（被控訴人沖縄市長答弁書、11頁上段）。

(2) 上記①の答弁である「イオンモール沖縄ライカム」の分担率も考慮したとの主張については、甲B2-4頁で示された商業施設の需要推計233.1万人の説明からは、分担率等について「イオンモール沖縄ライカム」（北中城村）が考慮された形跡は認められない。なお、甲B2等の需要推計計算方法については、原審原告準備書面（12）、（12-2）、（22）、（34）等で恣意的・非科学的であるとして批判している。

また上記②の「イオンモール沖縄ライカム」と本件埋立事業が「相乗効果を発揮」するなどとの根拠のない願望は、実際に「イオンモール沖縄ライカム」の開店前後の甲B110の1～7等から見られる沖縄市その他の動きから見る限り、まさに「根拠のない願望」に過ぎないことは明らかである。

#### 4、本件土地利用計画に基づく就業者数予測人数1447人の予測について

(1) 被控訴人沖縄市長は、本件土地利用計画に基づく就業者数予測人数1447人（丙A1・2-44頁）は、妥当性を有している（被控訴人沖縄市長答弁書11頁11行～15行）としているが、失当である。

①就業者数1447人の算定については、丙A1・2-44頁は、「施設規模をもとに、事例などを参考とし就業者数を算定する」として、就業者数合計1447人を算出したとされている。しかしながら、この「施設規模」自体が控訴人らが指摘してきている恣意的な需要予測を根拠として計画されており、「施設規模」の相当性が検証されていないので、就業者数の算定値自体の相当性を検証することも出来ないのである。

②丙A1・2-44頁の就業者数は、本件埋立事業、東部海浜開発事業に計画された全ての施設が立地することを前提として計算されているが、この需要予測が恣意的であること、2011年3.11東日本大震災の惨状の後では本件埋立地への企業の進出意向にも大きな影響があると推測されることなどから、本件各事業において計画されている施設の立地の可能性には大きな疑問があること、

(2) 就業者数1447人は、沖縄市の産業連関分析において「インプット」の数値として用いられた数値である。産業連関分析の方法は、多くの場合は「インプットとして用いられるのは実績値」であるが、沖縄市の産業連関分析では

「インプット」として、この就業者数が、仮定的に計算された数値であるが、まず「あること」＝所与の数値として用いられている（甲B26 友知准教授の意見書4頁参照）。しかし、この算定値の根拠としては丙A1・2-44頁の「施設規模をもとに、事例などを参考とし就業者数を算定する」とされている以上の説明はなく、その相当性の検証ができないことは上記のとおりである。

このように、産業連関分析における「インプット」の値が信頼できない以上、「アウトプット」である波及効果等の数値の信頼性も存しないと言わざるを得ない。

## 5、民間医療施設の誘致計画について

(1) 甲B1・5頁に記載された、沖縄市が行った企業等へのヒヤリング結果、③進出意向ヒヤリング(3社)では、2社が進出意向を示したとされているが、民間医療施設については進出意向を示した企業はない。

上記2社の進出意向の本気度がいかほどかは全く不明であるが、上記の沖縄市が行った企業等への進出意向に関するヒアリングは、いずれも2011年3月11日の東日本大震災以前になされたものであり、その後改めてヒアリングが行われた形跡はない。当然であるが、東日本大震災の際の津波による惨状を見せつけられた後には、本件埋立地のような高い津波や液状化のリスクのある土地に立地しようとする企業は通常であれば考えられないのである。

(2) ところで、「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(甲D57)では、「(前略)医療施設等については、レベル2の津波により重大な被害が発生することは少なくとも回避すべきである。○このため、国、地方公共団体等は、(中略)これらの施設を浸水の危険性の低い場所に立地するような配置の見直し(中略)等を踏まえた津波対策を講じることが必要である」(甲57・11頁～12頁)とされている。このような報告を見るまでもなく、常識的にも国や沖縄県、沖縄市は本件埋立地への民間医療施設の誘致は避けるべきは当然であるが、被控訴人らは、この報告書のような警告にも耳を貸さず、東日本大震災の教訓も顧慮せず、遮二無二医療施設の誘致をも進めようとする誤りを犯している。

## 6、東部海浜開発事業の30年間で沖縄市の財政赤字が67億円とされていることについて

(1) 沖縄市の試算では、東部海浜開発事業の30年間の収支は67億円の赤字とされている。沖縄市長の原審答弁書37頁では、この収支予測は、「民間用地の約半分を賃貸とした場合(リスクケース)の算定」であって、すべて売却

できた場合の沖縄市の負担額はより少なくなる」とされている。

しかしながら、2011年3.11東日本大震災の惨状を経験し、その後改訂を重ねた「沖縄県地域防災計画」等において、大規模地震・津波が襲来したとき埋立地は水没するおそれがあると警告されている現在、果たして当初見込まれていた企業の進出がどの程度であるかについては、沖縄市等では検討されていないようである。このような状況では、「民間用地の賃貸」さえ実現性は疑問である。沖縄市の財政負担の大きさは予測できないというべきである。

(2) 沖縄市の地方交付税額の計算、その他沖縄市の財政に与える影響等については、原審原告準備書面(22)17頁以下等参照されたい。

以上